

令和 3 年度

道路除雪実施計画



富山市建設部

目 次

[計画編]

用語の解説	2
I 基本方針	3
1. 目的	3
2. 計画の重点目標	3
II 道路除雪計画の概要	3
1. 基本方針	3
2. 除雪路線	6
3. 組織及び体制	6
4. 除雪出動基準	11
5. 除雪作業体制の整備	15
6. 除雪情報等の収集連絡体制の整備	17

令和 3 年度
富山市道路除雪実施計画
計画編

用語の解説

1 地域主導型除雪

小学校区単位や地区センター単位などで地域の代表者が除雪出動の判断を行い、除雪業者に除雪出動の要請を行う体制のこと。ただし、中山間地等では、地形上の理由により、地域の代表者だけが、降雪や積雪の状況確認を行う事は困難であるため、こうした地域においては、除雪業者も除雪出動の判断を行うことができるものとし、こうした除雪の体制についても地域主導型除雪とみなすものとする。

2 市主導型除雪

市が除雪出動の判断を行い、除雪業者に直接、除雪作業や出動の指示を行う体制のこと。新雪除雪の出動以外に拡幅除雪や排雪運搬等を行う場合がある。

3 警報級の大雪

平地においては、6時間降雪の深さ30cm以上、山間部においては、12時間降雪の深さ50cm以上の降雪をいう。

4 緊急確保路線

次のような交通量の多い重要な路線をいう。

- ①主要バス路線
- ②主要な駅、空港、港湾、医療施設及び重要公共施設等への道路
- ③その他物資の輸送に必要な道路

5 顕著な大雪に関する富山県気象情報

重大な災害の発生する可能性が高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪が見込まれる場合に富山地方気象台が発表する。

(発表の目安)大雪警報の発表中で、3～6時間の短時間に顕著な大雪が降り、今後の予想を踏まえると、その基準を超える(概ね1.2倍の)降雪量が予想される場合に、速やかに発表される。

I 基本方針

1. 目的

積雪時において、市道の除雪を実施し道路交通の確保を行い、市民生活と産業経済活動の安定を図ることを目的とする。

また、過去の経験を教訓として、より一層の除雪レベルの向上と効率的な除排雪に努めるものとする。

なお、この道路除雪実施計画は、必要に応じ、随時見直しを行うものとする。

2. 計画の重点目標

- (1) 効率的な除雪の推進
- (2) 歩道除雪の推進
- (3) 市民との協働による除雪活動の推進
- (4) 路面凍結防止対策の強化
- (5) 国、県との連携強化による道路除雪の推進
- (6) 除雪に関する情報の提供

II 道路除雪計画の概要

1. 基本方針

道路管理者（国・県）との連携を強化しながら、車道除雪に加え、路面凍結対策や歩道除雪を推進するなど、冬期路面管理の一層の充実を図る。

また、交通事業者と緊密な連携を図りながら交通の確保に努めるほか、除雪活動等については、市民の理解と協力を得るために積極的な広報活動に努める。

(1) 初期除雪の強化

以下の事項の実施に努める。

- ア．原則として早朝までの除雪完了
- イ．降雪や積雪等の状況に応じ、日中であっても交通の状況を考慮した除雪
- ウ．緊急確保路線の除雪強化

(2) 交差点除雪の強化

交差点の除雪については以下の事項の実施に努める。

- ア. 圧雪が極力残らないような除雪
- イ. 車両通行に支障をきたすような圧雪状態となった場合の圧雪処理
- ウ. 雪の堆積により見通しの悪い交差点の排雪
- エ. 交差点の円滑な交通を確保するため、他の道路管理者との連携

(3) 歩道除雪の推進

歩道除雪については以下の事項の実施に努める。

- ア. 通学路や歩行者の多い駅周辺や公共施設に通じる歩道の重点的な除雪
- イ. 人家連担部等については地域住民の積極的な除雪への協力の呼びかけ
- ウ. 学校周辺の歩道除排雪については生徒や保護者、教職員などへの協力の呼びかけ

(4) 市民との協働による除雪活動の推進

市民との協働による除雪活動の推進を図るため、ホームページ、SNSなどを活用した広報活動に努める。

- ア. 地域ぐるみ除排雪活動の推進
- イ. 自宅前道路の除排雪
- ウ. 除排雪に支障となる路上駐停車の自粛
- エ. 屋根雪等の路上への投棄の自粛
- オ. 流雪溝等への計画的な投雪（溢水防止対策）
- カ. 自家用車の使用自粛及び公共交通機関の利用促進
- キ. 地域が主体となって行う消雪装置の設置に対する支援

(5) 路面凍結・圧雪への対策の強化

路面凍結や圧雪への対策の強化のため、以下の事項の実施に努める。

- ア. 幹線道路の橋梁や急坂路等における消雪装置の設置
- イ. 凍結防止剤の適切な散布
- ウ. 急勾配、急カーブ、交差点、橋梁、高架橋の取付部及び日陰部など路面凍結によるスリップや交通渋滞が生じる恐れのある区間についてのパトロールの強化

(6) 道路管理者間の連携強化

道路管理者間の連携強化により、以下の事項の実施に努める。

- ア. 国、県と連携した除雪
- イ. 市道幹線道路と県管理道路が交互に接続する路線における、一体的な除雪
- ウ. 交差点除排雪について、他の道路管理者との十分な調整
- エ. 県管理道路への応援除雪の実施
- オ. 県との雪捨場（雪堆積場所）の共同利用

(7) 除雪等情報の収集の連絡体制強化や市民への情報発信の充実

除雪等情報の収集のための連絡体制を強化し、市民への情報発信の充実を図るため、以下の事項の実施に努める。

- ア. 適切な道路パトロールの実施
- イ. 地区センターからの積雪状況等の情報収集
- ウ. 富山地方気象台などから気象情報その他の情報の収集
- エ. ホームページやSNS、報道機関の活用による市民への情報提供の強化

(8) 地域ぐるみ除排雪の実施

市民と協働した、きめ細かな除雪の推進を図るため、以下の事項の実施に努める。

- ア. 町内会等へ除雪機械の貸与
- イ. 町内会等が購入する除雪機械の購入費用の助成

(9) 地域主導型除雪の充実

地域の降雪状況に応じたきめの細かい除雪の実現に向けて、小学校区単位や地区センター単位などでの地域主導型除雪の実施に努める。

- ※地域主導型除雪の出動の基準はP 1 1「4. 除雪出動基準」
- (1) 基準内容
 - ア. 車道除雪の作業区分と出動基準
 - ア. [1] 新雪除雪」による。

2. 除雪路線

(1) 除雪路線

除雪路線は、原則として幅員6メートル以上の市道とし、路線の重要性や道路構造を勘案し、次の3種類とする。

区 分	日交通量の およその標準	除 雪 目 標
第1種路線	1,000 台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、警報級の大雪時以外は常時交通を確保する。 警報級の大雪時であっても2車線確保を図る。
第2種路線	500～1,000 台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によって1車線幅員で待機所を設ける。 警報級の大雪時であっても2車線または1車線の確保を図る。
第3種路線	500 台/日以下	1車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。

3. 組織及び体制

(1) 組織

建設部に富山市道路除雪実施本部（以下「実施本部」という。）を設け、富山地域担当及び大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入の各地域担当として除雪実部（以下「実施部」という。）を設け実施本部の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

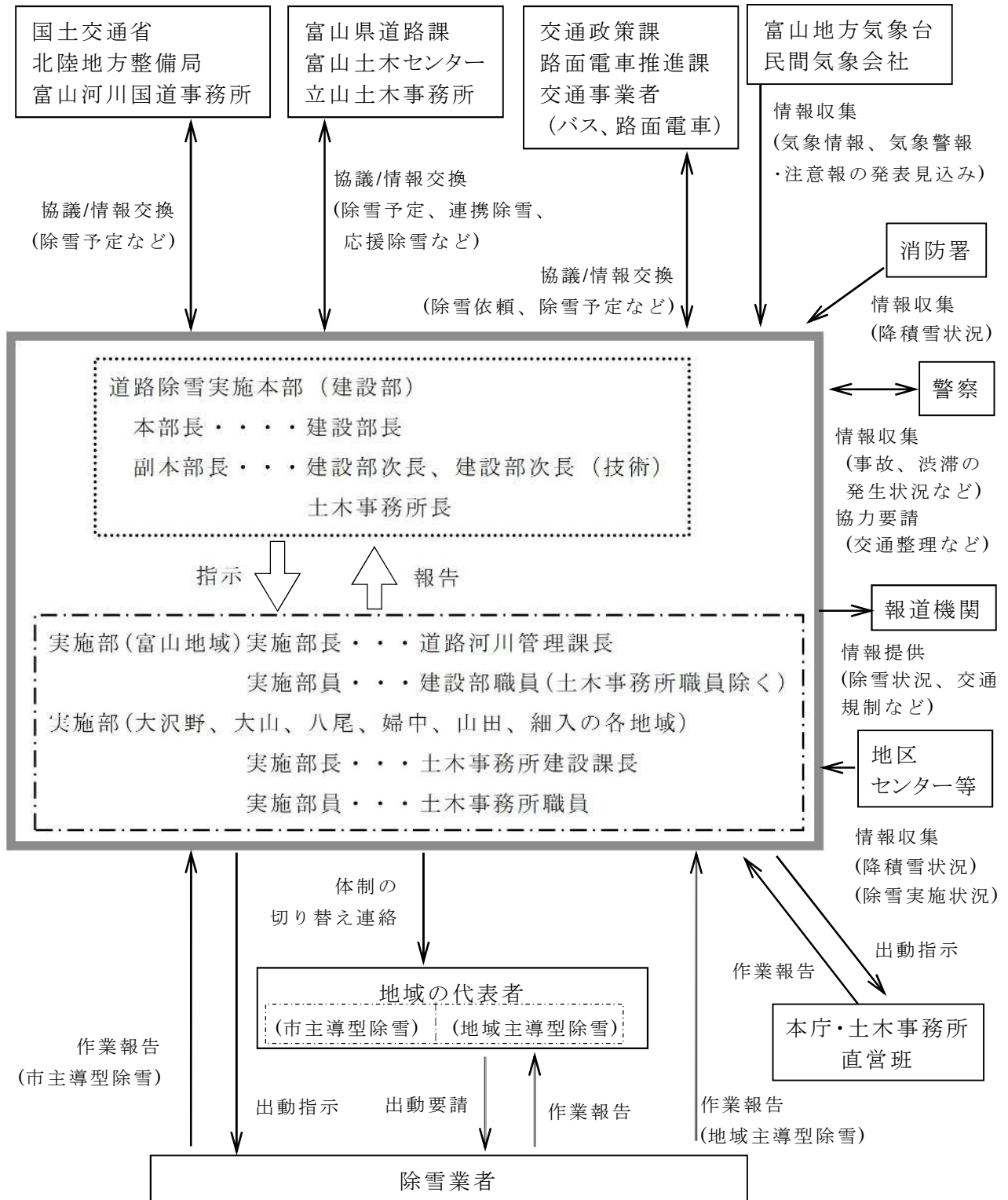
名 称	組 織
富山市道路除雪 実施本部	本部長 …建設部長 副本部長…建設部次長、建設部次長(技術) 土木事務所長

(2) 設置期間

実施本部の設置期間は、11月15日から翌年3月31日までとする。

(3) 道路除雪体系系統図

道路除雪体系系統図



(4) 体制について

大雪警報級の降雪が見込まれない場合の降雪においては、地域住民がその地域の降雪や積雪の状況を正確に把握できるため、地域の代表者からの除雪業者への出動要請により、地域における速やかな除雪出動が可能となる地域主導型除雪とする。

一方、大雪警報級の降雪が見込まれる場合には、複数の地域の連携による除雪が重要となるため、市から除雪業者への除雪出動の指示が必要となる。

このことから、通常体制は地域主導型除雪を原則とするが、状況によっては市主導型除雪に切り替え、体制の強化を図る。

ア. 地域主導型除雪の体制について

大雪警報級の降雪が見込まれない場合については、地域主導型除雪における除雪とし、「P 1 1 「4. 除雪出動基準 - (1) 基準内容 - ア. 車道除雪の作業区分と出動基準 - [1] 新雪除雪」に基づく新雪除雪を行う。

イ. 市主導型除雪への切り替えについて

以下のいずれかに該当する場合は、市主導型除雪に切り替え、実施本部が除雪出動を指示するものとする。

(a) 大雪警報が発表された場合もしくは発表される見込みの場合

警報の種類	対応
大雪警報 (平地)	富山地域、婦中地域を市主導型除雪に切り替える
大雪警報 (山間部)	大沢野地域、大山地域、八尾地域、山田地域、細入地域を市主導型除雪に切り替える

※原則、大雪警報が解除された場合は、市主導型除雪の体制を解除するものとするが、圧雪状況、排雪や拡幅除雪などの必要がある場合は、市主導型除雪を継続するものとする。

(b) その他、本部長が判断した場合

なお、大雪注意報が発表された場合、実施部は所用人数をもって体制をとるものとし、市主導型除雪に切り替えた場合は、パトロール体制の強化を図るとともに、情報処理にあたる職員の増員を行う。また、市主導型除雪に切り替えた場合や、市主導型除雪を解除し、再度地域主導型除雪へ

体制を戻す場合は、地区センターや除雪業者、地域の代表者に連絡するとともに、ホームページやSNS、スマートフォンアプリなどで市民へ情報提供を行う。

ウ．市主導型除雪へ切り替えた場合の留意事項について

- (a) 情報処理にあたる職員について、問い合わせの対応や関係者への連絡等について役割分担する。
- (b) 除雪機械の出動状況や排雪の実施状況、交通規制等について積極的に報道機関への情報提供を行う。
- (c) 路面電車や路線バス等の円滑な運行確保のため、これらの交通事業者と連携した除雪を行う。このため、平素から交通事業者と協議を行う。

エ．警報級の大雪時等における道路交通の確保

(a) 方針

警報級の大雪時などの場合における道路交通を確保するため、対策を事前に確立しておくことにより、除雪体制を強化する。

(b) 体制

必要に応じ、以下の緊急体制をとる。

次のいずれかに該当する場合は、緊急体制に移行する。

- ① 警報級の大雪が降った場合
- ② 大雪警報が発表された状態で、富山市内の降雪によって「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表された場合
- ③ 今後の降雪状況によって交通に著しい障害が発生するなどの緊急事態におちいると本部長が判断した場合

(c) 緊急体制における措置

緊急体制において、事項で定める緊急確保路線の交通確保のため、次の事項について措置を講ずるよう努める。

- ① 除雪作業の強化
- ② 委託業者の除雪機械やオペレーターの追加動員
- ③ 情報連絡のさらなる強化

なお、地域防災計画に基づく「富山市災害対策本部」が設置された場合は、「富山市災害対策本部」に対し、連絡を密に行うものとする。

(d) 緊急確保路線など

緊急体制においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数を勘案し、緊急確保路線などの道路を優先的に除し、交通を確保する。

このため、市は、平常時から、以下の事項を実施する。

- ① 優先的、重点的に除雪する路線について緊急確保路線を中心に選定
- ② ①の路線について複数の業者によるバックアップ体制の構築

道路除雪実施本部及び除雪体制イメージ図

期間に関する体制

11/15	3/31
道路除雪実施本部	

	3月中旬 (除雪機械リース切れ)	
除雪体制	地域主導型除雪または市主導型除雪	市主導型除雪
	3月中旬から下旬	
消雪電気 契約	(契約期間)	(解約)

気象情報に関する体制

気象情報	(平常時)	大雪注意報	大雪警報	大雪注意報	(平常時)
除雪体制	地域主導型除雪	市主導型除雪	※1	3月中旬以降 市主導型除雪	
待機ほか	通常勤務 または自宅待機	道路河川 管理課・ 土木事務所 建設課 職場待機	実施本部待機	※2	通常勤務 または自宅待機

※1 圧雪の状態、その他を勘案して状況に応じ地域主導型除雪の体制に戻す

※2 圧雪の状態、その他を勘案して状況に応じ道路河川管理課・土木事務所建設課待機の体制に戻す

4. 除雪出動基準

(1) 基準内容

出動基準は、原則として、次表のとおりとする。ただし、その他特別の事由等により、本部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。なお、出動に際しては、必要に応じて国・県・隣接市町村及び関係機関と連絡を密にし、より効果的な除雪等を実施する。

ア. 車道除雪の作業区分と出動基準

	作業区分	出 動 基 準
[1]	新雪除雪	新降雪が10cmを超え、気象情報等から更に降雪深の増大が予想されるとき。
[2]	路面整正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 連続降雪による圧雪の発達の防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
[3]	圧雪処理	路面圧雪厚さが10cmを越えるとき。 気温の変化や交通量のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となるおそれのあるとき。
[4]	拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪(雪提)が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。
[5]	運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。
[6]	凍結防止剤 散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

※ [2] ~ [5] は市主導型除雪を対象とし、地域主導型除雪においては対象としない。

ア(2). 車道除雪における確保すべき状態等

項目	内容
確保すべき状態	車両の円滑な走行が可能な状態
除雪幅	① 第1種路線は、2車線以上の幅員。 ② 第2種路線は、2車線幅員を原則とするが、状況によって1車線幅員。 ③ 第3種路線は、1車線幅員。 ④ 主要なバス路線については上記によらず、バス同士のすれ違いが可能な幅員。

イ. 歩道除雪の出動基準

作業区分	出動基準
歩道除雪	歩道上の積雪深20cmを超えたときを標準とする。

イ(2). 歩道除雪における確保すべき状態等

項目	内容	備考
確保すべき状態	長靴、防寒靴で歩行可能。	自転車の走行は対象としない。
除雪幅	1.0m程度以上とする。	
除雪後の残雪深	5cm以下を標準とするが、除雪工法等からやむを得ない場合は10cm以下とする。	

イ(3). 歩道除雪の出動区分

区分	出動時期	適用区間
A 早朝歩道除雪	通勤通学時間帯までに除雪完了できるよう除雪を行う。	除雪の必要性がきわめて高いところ(交通量が特に多く、通学路等重要区間で道路構造上も除雪が容易な区間)
B それ以外の歩道除雪	必要なときに除雪を行う。	除雪の必要性が高いところ(交通量が特に多く、道路構造上も除雪が容易な区間)

※その他、車道除雪の雪が歩道を塞いだ場合などは、歩行者が通行できるよう適宜歩道除雪を行う。

(2) 作業区分

ア. 車道除雪

[1] 新雪除雪作業

新雪を除雪車により側方に排除する作業をいい、圧雪を生じさせないように作業を行う必要がある。

① 高速除雪

高速除雪は、除雪トラック、グレーダー等により比較的高速度で除雪する作業である。

高速作業のため 1 回の作業の排雪量は少なく積雪深が大きければ作業が不能となるが、作業回数を増やすことによりその欠点を補う。

連続した降雪、吹雪などの場合は、短時間に雪が積もって自動車の交通が困難となることが多いので、除雪車の高速性を十分発揮して幅員の確保に努めなければならない。

② 低速除雪

低速除雪は、タイヤドーザー系、スノーローダ除雪車等により低速度で除雪する作業である。低速度ではあるが、除雪能力が高いため積雪深が大きくても処理が可能である。

地区除雪路線では低速除雪が主体になり、線形不良、幅員の狭隘な区間での作業も多いので、機械の配置や作業工程を充分検討しなければならない。

[2] 路面整正作業

圧雪で凸凹になった路面を平坦にし、圧雪層を少なくする作業をいい、圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため作業の早期取り組みが特に必要である。

路面整正作業は、除雪グレーダー、除雪ドーザー等にプラウを装備したもので、路面にある圧雪を少なくする、あるいは、除去する作業である。

路面整正作業は、通行車両の安全確保と次回の除雪作業を有効にするために行う重要な作業であり主に市街地、人家連担地域、交通量の多い所、カーブ区間、交差点等は、なるべく所定の道路横断勾配を保つよう努めなければならない。

[3] 圧雪処理作業

路面が圧雪状態になり、路面整正作業が不可能となった場合に、除雪グレーダー等を用いて路肩または本線外に押し寄せる作業である。

[4] 拡幅除雪作業

路側に排除された雪の堆雪が高くなり、新雪排除作業が困難となって所要幅員が確保できなくなってきた場合に路側の雪を排除する作業をいう。

拡幅作業には、トラック、グレーダー、タイヤドーザーにより雪提をさらに路側へ押しつける作業やロータリー除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業があり、地形・堆雪の状況、人家連担の有無等により、適切な方法を選ばなければならない。

作業にあたっては、沿道家屋に支障を与えたり、街路樹、道路標識、ガードレール、スノーポール等を損傷しないように注意して実施しなければならない。

[5] 運搬排雪作業

本作業は、路面の雪または路側の雪をスノーローダ、ロータリー系除雪車またはトラクターショベル等を使用してダンプトラック等に積み込んで雪捨場等へ運搬する作業である。

運搬排雪作業の実施を検討すべき主な箇所は次のとおりである。

- ①市街地及び人家が連担した道路
- ②拡幅作業困難な交差点

[6] 凍結防止剤散布作業

本作業は、路面凍結によるスリップで危険な区間や、交通渋滞をひきおこす恐れのある下記の区間などに凍結防止剤を散布する作業である。

- ①急勾配、急カーブ区間
- ②橋梁、高架橋の取付部
- ③日陰で雪氷の融けにくい所
- ④主要な交差点

イ. 歩道除雪

(a) 歩道除雪作業

本作業は、住民協力も得ながら小型ショベル、ロータリー系小型除雪車、小型除雪機械等により除雪する作業である。

作業の重点箇所は次のとおりとする。

- ①通学路を優先的に除雪する。この中でも自動車交通量の多いところは、特に重点的な対応を図る。
- ②歩行者の多い駅、や公共施設等へ通じる歩道については、早朝除雪路線として通勤・通学時間帯まで完了する。

5. 除雪作業体制の整備

(1) 除雪準備作業

ア. 除雪機械の整備

- (a) 市及び除雪業者は除雪機械の、車体、機械及び除雪用付属品等の点検整備を事前に行い、出動の態勢を整えておくものとする。また、除雪作業時の故障に際し、迅速確実な処理ができるよう修理態勢を整えておくものとする。
- (b) 市は、民間の除雪機械やオペレーター数の実態等を把握し、警報級の大雪時等において追加動員可能な除雪機械の所有者に対しあらかじめ協力、依頼などできる態勢の構築を図る。また、オペレーター育成の支援を行う。
- (c) 除雪業者はオペレーターに対して法規、機械操作、作業手順等について講習を行うなど技術向上に必要な措置を講ずるものとする。

イ. スノーポールの設置

市及び除雪業者は除雪機械の運行目標及び危険防止、および、一般車両が安全に走行できるための標示として、除雪の開始時期までに除雪路線の適切な箇所にスノーポールを設けるとともに、ガードレール等の位置の明示に努める。

ウ. 消雪施設の点検整備

市は市が管理する消雪施設の雪寒道路施設が良好に機能するよう、試験運転をするなどの点検を行い、不良箇所について

は除雪の開始時期までに修繕しておくものとする。また消雪施設の稼働状況の把握に努める。

エ. 雪捨場（雪堆積場所）の選定

運搬排雪作業にあつては、あらかじめ適切な雪捨場を選定するものとする。雪捨場の選定にあつては事前に関係機関と十分協議を行い、了解を得ておくものとする。また、雪捨場となりうる公共施設の把握に努める。さらに、一般住民にも利用されるよう、その位置の周知に努める。

(2) 除雪に際しての配慮

ア. 市街地除雪への対応

市街地、人家連担地区の除雪は、除雪作業全体の大きな位置を占め、市民生活の安定、消防活動の上からも極めて重要であることから十分対策を練り、実施に当たっては迅速・確実に実施できるよう次の事項について広報活動に努める。

イ. 住民協力を得るための広報活動等の実施

(a) 自宅前道路の除排雪

自宅前道路（特に歩道）を自主的に除排雪していただくようその協力を呼びかける。

(b) 地域ぐるみ除排雪活動の推進

地域ぐるみの協同除雪活動の推進を呼びかける。

(c) 路上駐停車の自粛の要請等

除排雪作業に大きな支障となる路上駐停車を自粛してもらうよう市の広報等を通じ強く要請する。また、警察署とも密接な連絡をとり、路上駐停車は勿論のことその他路上放置物件の取締り、除排雪作業に関する交通規制や、交通情報収集等についても協力を要請する。

(d) 道路への投雪自粛の要請

屋根雪等の道路への排雪は大きな交通障害となるため、国・県との連絡を密にし、沿道住民に対し、これを自粛してもらうよう協力を要請するとともに、止むを得ず町内会等で屋根雪降ろしを行う場合は、道路交通に支障が生じないように、その作業方法や処理について相談に応じるものとする。

(e) 流雪溝等への計画的な投雪の要請

流雪溝やその他排水路等への無秩序な投雪により、しばしば水があふれ、家屋浸水等の被害が発生しているため、このような問題等が生じないように、あらかじめ、使用ルールに基づき、計画的な排雪や、流水の管理等について関係者に協力を求める。

(3) 警察との協力体制

除雪の実施にあたっては、警察署と密接な連絡をとり、路上放置物件の取締りや除雪機械運行に対する交通整理並びに情報収集等について協力を要請するものとする。

6. 除雪情報等の収集連絡体制の整備

(1) 気象情報の収集

富山地方気象台やその他の雪量観測機関との連絡体制を十分整え、必要な観測情報が迅速、正確に提供されるよう要請する。

また、次の表の富山市内16箇所に雪量観測地点を設けて、降雪及び積雪状況について把握する。

表 雪量観測地点（消防署委託16箇所）

番号	観測点	観測所	電話	所在地(富山市)
1	堀川	富山消防署	493-4141	今泉 191-1
2	新庄	富山消防署北部出張所	451-4656	上飯野 28-2
3	熊野	富山消防署南部出張所	429-5970	悪王寺 25-1
4	奥田	富山消防署中分署	441-8260	奥田町 20-22
5	山室	富山消防署東部出張所	424-8431	中市 2-8-70
6	岩瀬	富山北消防署	437-7141	高畠町 1-10-30
7	四方	富山北消防署和合出張所	435-0119	四方荒屋 1500-1
8	呉羽	呉羽消防署	436-5040	呉羽町 2417-5
9	水橋中部	水橋消防署	478-0061	水橋館町 420-1
10	大山	大山消防署	483-1119	花崎 737
11	大山	大山消防署小見分遣所	482-1037	小見 255-15
12	大沢野	大沢野消防署	468-1212	上二杉 202

13	細入	大沢野消防署細入分遣所	485-9119	楡原 1101-1
14	八尾	八尾消防署	454-2119	八尾町福島 816-1
15	婦中	婦中消防署	466-2280	婦中町笹倉 128
16	山田	婦中消防署山田分遣所	457-9119	山田小島 2697-4

(2) 除雪情報の収集

- ア. 除雪路線の状況及び除雪機械の運行等を迅速確実に把握するため、情報収集について、必要に応じ各地区センター、警察署、及びその他団体の協力を得る。
- イ. 市主導型除雪に切り替える場合において、除雪状況等を把握するため、あらかじめパトロールの班編成、ルート等について定める。また市主導型除雪に切り替わった場合はパトロール班を増員して情報の収集に努める。
- ウ. 除雪状況が、市内全体の道路状況や交通状況からみて均衡のとれた適切な除排雪レベルとなるよう適宜パトロールを実施するものとする。
- エ. 公共交通の運行を確保するために、交通事業者に対して運行状況等の情報収集を行う。

(3) 報告及び記録

- ア. 除雪の出動があった場合、市内の降積雪の状況、除雪機械の出動台数ならびに交通確保の状況等について、翌日の午前10時までに本部長に報告する。
- イ. 降積雪の状況や除雪の実施状況、パトロールを実施した場合のルートやパトロール中の写真などの記録の整理を行う。
- ウ. 地域主導型除雪にあつては、除雪業者は地域の代表者に出動及び作業完了の報告を行う。

(4) 市民等への情報提供

市は市主導型除雪に切り替わった場合は、路面の状況や、交通渋滞の発生の状況などの情報を市民に対し情報の提供に努める。

この場合は、SNSやスマートフォンアプリ、インターネット、テレビ放送などの媒体を活用する。